

Q_H3 まちなみ・生態系を豊かにする

1. まちなみ・景観への配慮

評価内容

周辺のまちなみと調和させる取組みや、立地に応じたより良好な景観形成を図る積極的な取組みについて評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル 1	周辺のまちなみや景観に対して配慮されておらず、まちなみや景観から突出し、調和していない。
レベル 2	(該当するレベルなし)
レベル 3	周辺のまちなみや景観に対して配慮しているが、レベル 4 は満たさない。
レベル 4	評価する取組み 1 を行っている。または評価する取組み 2 の①～⑤のいずれか 3 つを行っている。
レベル 5	評価する取組み 1 を行った上に、取組み 2 の①～⑤のうちいずれか 1 つを行っている。または、評価する取組み 2 の①～⑤のうち、いずれか 4 つ以上を行っている。

評価する取組み

No.	分類	取組み
1	近隣のまちなみとの調和	<p>以下の全ての要素が、近隣の住宅や街区のまちなみから突出せず、連続或いは調和させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅本体の配置(特に前面道路との関係) ・住宅本体の高さ・屋根形状 ・住宅本体の外壁・屋根の色彩 ・接道部の塀・垣、緑 ・その他、カーポート、屋外設備、物置などの配置、色、形状
2	良好な景観形成への積極的な配慮	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅本体の配置や高さ・屋根形状などについて、場所に応じた工夫が行われている。 ②住宅本体の外壁や屋根の色彩、窓の形状や配置などについて、場所に応じた工夫が行われている。 ③庭のつくり方や植栽の樹種、配置などについて工夫が行われ、良好な景観形成に寄与している。 ④接道部について、照明・ファニチャ・塀・垣など道や通りを演出する工夫が行われている。 ⑤外構に設置する設備機器やゴミ収集設備などを、ルーバーや植栽などで目立たない工夫がされている。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベルの変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

解説

本項目では、まちなみ・景観に関する「美しさ」は評価対象としていない。

評価される取組みについては、以下に示す例から該当するレベルを判断する。

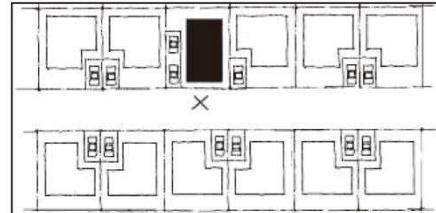
- 「取組み1」は、計画地が接する街路沿道や敷地を取り囲む近隣住宅や街区のまちなみと計画建物を調和・連続させる取組みを実施している場合に評価する。
既存の周辺街路のまちなみと連続性や特色のない場合、或いは、好ましくない傾向がある場合においては、「取組み2」により評価する。

Q_H3 まちなみ・生態系を豊かにする

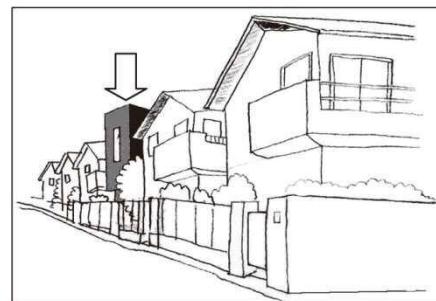
- 2)「取組み2」の①～⑤とは、まちなみや景観への積極的な取り組みや、場所の特性を活かした演出効果など、景観形成に寄与した取り組みとする。住宅の外観や外構の意匠、照明の演出、駐車スペースの修景などにより、街並みにアクセントをつける積極的な取り組みも指す。
- 3)新興住宅地などで、周辺にまだ住宅・まちなみがない場合は、「取組み2」により評価する。

*「取組み1」を満たしていない事例

- ・住宅本体の配置が、近隣の住宅の配置から突出している例。



- ・住宅本体の屋根形状、及び色彩が、近隣の住宅の配置から突出している例。



- ・接道部の塀や垣などが、近隣の住宅地・自然景観から突出している例。



*「取組み1」を満たしている事例

- ・沿道からの建物後退距離、建物高さ、屋根形状、接道部の植栽計画、車庫の配置などが周囲の建物と連続し、調和のとれたまちなみを形成している。



QH3

まちなみ・生態系を豊かにする

「取組み2」の事例

- ・建物や屋根形状は周囲との調和を図りながらも、アクセントをつけ、また接道部から壁面を後退させてアプローチ空間を確保することにより、豊かな沿道空間を演出している。



- ・まちかどにシンボルとなる高木や、季節毎に花を楽しむことができるよう樹種を選択し植栽することにより、豊かな沿道景観を形成している。



- ・門灯やアプローチ灯、コーナーツリーのライトアップ、窓明かりなどにより夜のまちなみを演出している。



- ・屋外に設置された室外機を、木製ルーバーで囲い建物のデザインと調和させ、沿道景観へ配慮している。



Q_H3 まちなみ・生態系を豊かにする

2. 生物環境の創出

2.1 敷地内の緑化

評価内容

敷地内の緑化を、外構面積に対する緑化面積の比率で評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル 1	レベル 2 を満たさない。
レベル 2	外構面積の 20%以上の緑化面積を確保している。
レベル 3	外構面積の 30%以上の緑化面積を確保している。
レベル 4	外構面積の 40%以上の緑化面積を確保している。
レベル 5	外構面積の 50%以上の緑化面積を確保している。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベル変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

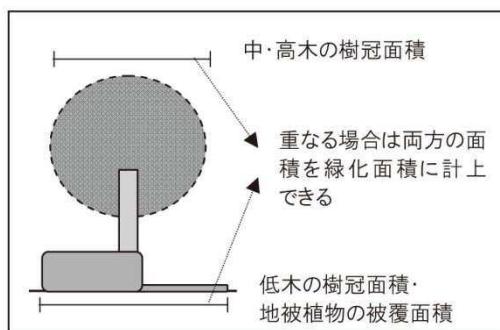
解説

一般に都市部と郊外では、確保できる外構面積の規模や緑化の難易度が異なる。このため、ここでは用途地域により指定される建蔽率を指標として立地毎の想定外構面積を求め、その中の緑化面積の比率で評価を行う。緑化面積の比率は次の式で算出する。

$$(緑化面積の比率) = (緑化面積) / (想定外構面積)$$

$$\text{ここで } (\text{想定外構面積}) = (1 - \text{指定建ぺい率}) \times (\text{敷地面積})$$

- ・緑化面積には、樹木や地被植物の面積のほか、屋根や壁面の植栽面積や池などの開放水面の面積を加えることができる。
- ・中・高木の樹冠と低木の樹冠・地被植物が重なる場合は、その両方を緑化面積に算入することができる。
ただし、中・高木同士、低木・地被植物同士の重なりについて面積に重複して算入することはできない。



高木と低木が重なるように植栽した例

Q_H3

まちなみ・生態系を豊かにする

なお、植栽樹種・草本種を選択する場合は、地域の生態環境を保全し、地域の自然環境のもとに育まれてきた固有の地域景観を継承する観点から、できるだけ地域の自生種を採用することが望ましい(「LR_H3.2.2 既存の自然環境の保全」の項参照)。

【緑化面積の算定方法の詳細】

中・高木による樹冠面積、芝などの植物による緑地面積の算定方法は、原則として都市緑地法に基づく方法とする。ただし都市緑地法に基づく樹木の樹冠や地被植物の地上部の水平投影面積の算定方法には、以下の2つの考え方がある。

- 1) 緑化施設整備計画認定制度(都市緑地法第60条)における算定方法(同法施行規則23条、以下“施行規則23条”)
 - ・成長時を計画・予定した植物の水平投影面積
- 2) 緑化地域制度(都市緑地法第34条)における算定方法(同法施行規則9条、以下“施行規則9条”)
 - ・植栽時の実際の水平投影面積

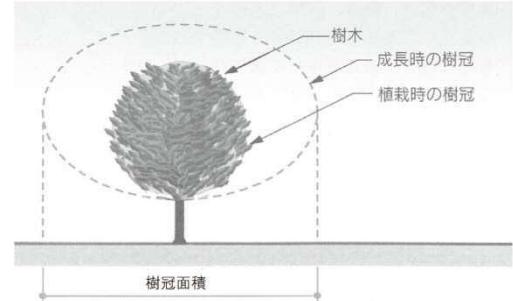
CASBEEでは、植物が将来にわたって健全に成長し、計画者や施設管理者が計画・予定する樹冠面積や緑地面積を評価することを主眼に置き、上記1)の計算方法に則りつつ、評価者による算定のしやすさ等を考慮し、2)又は他の算定方法を一部とりいたるものとした。

なお、本評価マニュアルにおける樹木の定義は以下の通りである。

- ・中・高木 : 植栽時点において樹高1.0m以上の樹木を指す。下記(1)にて評価する。
- ・低木 : 植栽時点において樹高1.0m未満の樹木を指す。下記(2)にて評価する。

(1) 中・高木の水平投影面積(樹冠面積)

- ・中・高木は、樹冠(成長時)の水平投影面積とする。すなわち、植栽時の樹冠の広がりではなく、樹木が成長したときに想定される樹冠の広がりを算定することを原則とする。(施行規則23条)
- ・特に既存樹木が多い場合にはこの方法を推奨する。
- ・また植栽時の樹高にあわせ、次表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」を水平投影した面積としてもよい。(施行規則9条)



樹木のみなし樹冠の半径

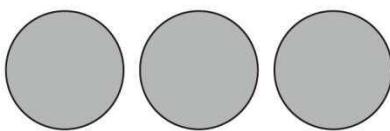
植栽時の樹高	みなし樹冠の半径	みなし樹冠の面積
4.0m以上	2.1m	13.8 m ²
2.5m以上4.0m未満	1.6m	8.0 m ²
1.0m以上2.5m未満	1.1m	3.8 m ²

※この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

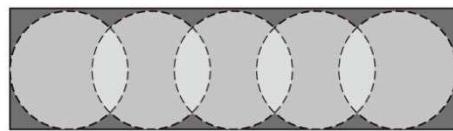
- ・中・高木同士の樹冠が重なる場合は重複分を省いて合計する。(施行規則23条)

ただし、複数の樹木が林立し樹冠が重なり合っている場合などは、以下の方法により樹冠面積を求めてよい。
(平塚市「緑化の手引き」をもとに、一部CASBEEにて改変)

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする



樹冠が重なっていない場合：
(各樹木の樹冠面積の合計)

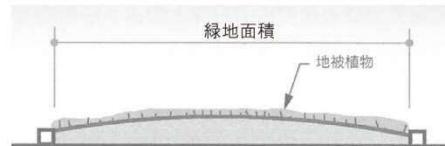


樹冠が重なっている場合：
(樹冠の外周を直線で囲んだ面積)

(2) 地被植物、低木等の緑地面積

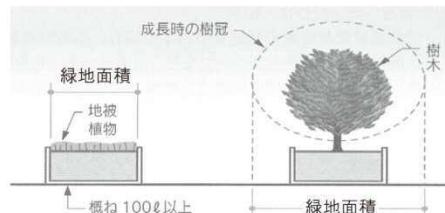
① シバ、その他の地被植物や低木の緑地面積

- シバやその他の地被植物、低木は、その植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。(施行規則23条をもとに、一部CASBEEにて改変)



② プランタ・コンテナ等の緑地面積

- プランタやコンテナ等の容器を利用した植栽は、その容量が概ね100リットル以上の場合に、(1)や(2)①の方法に準じて算定する。
- プランタやコンテナを壁面緑化に使用した場合は、⑤壁面緑化における面積算定方法を適用する。(施行規則23条)



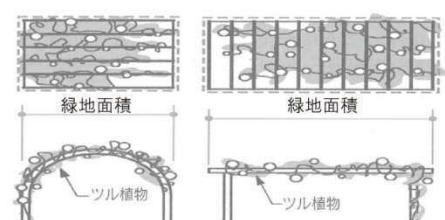
③ 花壇、その他の緑地面積

- 草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいは他の資材で表面が覆われている部分(緑化施設)の水平投影面積とする。(施行規則9条)



④ 棚ものの緑地面積

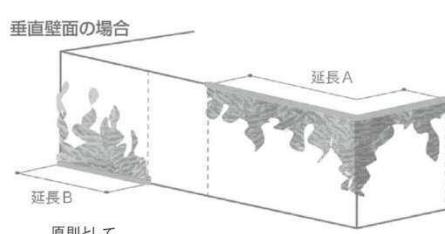
- 地上や屋上に、棚ものを設置する場合は、植物が成長時に棚を覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。(施行規則23条)



⑤ 壁面の緑地面積

ア. 垂直壁面の場合

- 地上から登はんさせる緑化、屋上等壁面の上部から下垂させる緑化の場合は、緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積とする。(施行規則23条)



- ただし、蔓性植物の伸長を支える金網等がある場合で、明らかに1m以上伸張することができる根拠があれば、その範囲とすることができる。

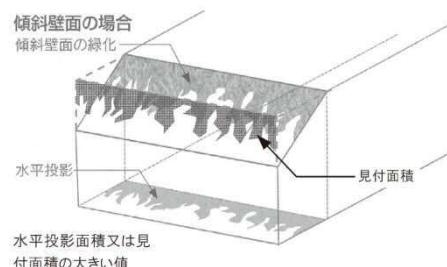
(CASBEE独自)

- 壁面に植栽基盤等の資材を設置する緑化の場合は、それら資材に覆われた部分の面積とする。

(CASBEE独自)

Q_H3**まちなみ・生態系を豊かにする****1. 傾斜壁面の場合**

- ・緑化しようとする部分の水平投影面積又は見付面積のいずれか大きい値とする。
(施行規則23条をもとに、一部CASBEEにて改変)

**⑥ 生垣の緑化面積**

- ・生垣の長さに幅を乗じた面積を緑化面積とする。ただし、幅0.6m未満の生垣にあっては、幅0.6mとして算出することができる。(東京都緑化計画書制度)

参考文献:「あなたのまちの緑化を進める制度 都市緑地法に基づく制度の手引き」

国土交通省公園緑地課 編集発行 2006.07

語句の説明**【樹木】**

樹木は、高木と中木、低木をいい、竹類を含む。

高木とは、幹が通常単幹で太くなり、枝状とは明確に区別され、樹高が高く伸びる樹木をいう。高木の樹高については一般的な明確な基準はないが、ここでは植栽時の樹高が1.0m以上で、成長時には4.0mを超えるものとする。

中木とは、一般的に樹高が2mから3m程度の樹木をいうが、ここでは植栽時の樹高が1.0m以上で成長時には概ね4.0m未満となるものとする。

低木とは、十分に生育しても高く成長しない樹木で、通常は幹が発達しない株立状のものが多いが、幹が單一で株立状にならないものもある。ここでいう低木の樹高については、0.3m以上1.0m未満のものとする。

【地被植物】

地被植物は、芝、リュウノヒゲ、アイビー類、ササ類、シダ植物など、地面を面的に覆うものをいう。

【棚もの】

棚ものは、フジ棚、ブドウ棚、へちま棚など棚状に植物を仕立てるものをいい、アーチ状のものも含む。

【植栽基盤】

樹木や地被植物の生育基盤となり得る一定の厚みをもつ土壤等をいう。

【可動式植栽基盤】

可動式植栽基盤は、プランターやコンテナなどの容器に土壤等をいれて移動が可能な植栽基盤としたもので、安定的に設置する、容量が概ね100リットル以上のものを対象とする。

【樹冠・樹冠投影面積】

樹冠とは、樹木の上部についている枝と葉の集まりであり、樹冠投影面積は、樹木が成長した時点を想定した樹冠(成育時の樹冠)の水平投影面積とする。

【成育時の樹冠】

計画者が想定する、植栽後約10年を経過した、樹冠の成長範囲をいう。

Q_H3 まちなみ・生態系を豊かにする

【地上・屋上・壁面】

地上は、地面と一体となっている人工地盤を含む。

屋上は建物の屋根の部分であり、バルコニーやベランダの床面を含む。

壁面は、建築物の外壁面であり、バルコニーやベランダの外壁面を含む。

【開放水面】

池、せせらぎ等

Q
3

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

2. 生物環境の創出

2.2 生物の生息環境の確保

評価内容

生物の生息・生育に寄与する取組みを評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル 1	特に配慮なし。
レベル 2	(該当するレベルなし)
レベル 3	評価する取組みの1~5のうち、何れか1つ以上に取組んでいる。
レベル 4	(該当するレベルなし)
レベル 5	評価する取組みの1~5のうち、何れか3つ以上に取組んでいる。

評価する取組み

No.	取組み
1	<移動経路の確保> 野鳥等が地域の中を移動することができるよう緑を連続させることに取組んでいる。
2	<餌場の確保> 野鳥等がエサとができる食餌木を植栽すること等に取組んでいる。
3	<住み処・隠れ場の確保> 野鳥等が隠れたり営巣したりできる空間の確保に取組んでいる。
4	<水場の確保> 野鳥等が水を飲んだり水浴びができるような水場の確保に取組んでいる。
5	<多孔質な空間の確保> より小さな生き物が生息・生育できるよう多孔質な資材を活用している。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベル変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

解説

国では、生物多様性基本法を掲げ、国土における生物環境保全のための取組みを推進している。このため、住宅においても、特に市街地における緑のネットワーク化による生物の生息・生育環境の保全・創出に寄与することが望まれる。

計画地周辺に豊かな生物環境が認められる場合はもちろん、現状では豊かと認められない場合でも、将来にわたり地域で進む建て替え・更新にあわせ生物環境が改善されていくことに計画地が寄与できるよう、積極的に取り組むことが望ましい。

本項目では指標とする生き物として主に野鳥を想定している(野鳥以外の生き物を想定した取組みでも構わない)。野鳥の存在は、その地域の生態系の状態を知るバロメーターのひとつであり、住まいづくりの場に野鳥等と共生できる空間をしつらえることで、地域環境との親和性を高めることができる。

生物の生息・生育環境を計画するに当たっては、地域に生息する生き物(野鳥、チョウ、トンボ、カエル、セミなど)が移動できる緑や水の連続性・ネットワーク(飛石状のものを含む)の状況を調査・確認し、外構計画等に反映させることが望ましい。

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

1) 移動経路の確保

緑が連続していると、それを通り道にして生き物が移動する。野鳥は樹木の樹冠をわたり、チョウは緑を伝うように移動する。コオロギなどは低木の足元や草の中を隠れるように移動する。高木と高木の間に、低木や生垣などを適当な間隔で配し、緑を連続させることが望ましい。

2) 餌場の確保

多種多様な樹を植えると、それぞれの花の蜜や実などをエサとする様々な生き物の生息を促すことができる。できれば、3種類以上の花や実を付ける樹木や草本を植えることが望ましい。

例 野鳥: 野鳥はその種ごとにエサを取る場所が異なり、高木・中木・低木・下草など多階層の実のなる植物を用意すると、多種の野鳥を誘うことができる

チョウ: 幼虫は種によって特定の植物の葉をエサにする。成虫のチョウは花の蜜のほかに、樹液、果実の発酵したものなどをエサとする。多くの成虫のチョウに利用してもらうためには、できるだけ長期間にわたり蜜源となる植物の花が次々と咲くように開花時期を考えて植物を組み合わせることが望ましい。

3) 住処・隠れ場の確保

野鳥は大きな木の枝にとまり、食事をし羽を休める。また大きな木を避難場所や飛行時の目印にしたり、枝間や樹洞を子育ての場所とする。下草や落ち葉が積もった部分にはコオロギなどの昆虫の活動場所となる。

ここで大きな木とは、将来樹高を概ね3m以上まで成長させることを見込んだ樹木や0.6m以上厚みのある生垣とする。

4) 水場の確保

自然の水辺は市街地の中では見つけることが困難であるため、ほんの小さな水場を用意するだけでも多くの生きものの生息環境にとって重要な役割を果たす。浅い水であれば野鳥が水浴びし水を飲みに訪れる。流れのない止水池では、トンボやカエルが訪れる。

5) 多孔質な空間の確保

自然石の石積みやじやかご、ヤシロールマットなどは多くの隙間を作り出し、草花や小さな生き物の生息場所となる。このような小さな生き物が生息すると、それらをエサとする野鳥も集まってくる。

(参考1)生物多様性基本法

国では、環境基本法をはじめとする自然環境保全に関する仕組みを制度化させてきたが、1995年10月には生物多様性国家戦略を策定し、国土における生物環境保全のための取組みを推進してきた。さらに、2008年6月に「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律として生物多様性基本法(以下「基本法」)が公布されたことにより、「生物多様性国家戦略」は法律に基づくものとして位置付けられた。

基本法では、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則が示され、同時に「生物多様性地域戦略」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれることとなった。

「生物多様性国家戦略」では、国土を単なる広がりだけでなく地下から空中、地下水、海洋まで、そして微生物から空を飛ぶ鳥までを国土として捉え、生物多様性を保全することを目指している。また「都市」においても、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市内に残る貴重な自然環境をネットワーク化することが重要であり、残された自然環境の適正な保全に合わせ、緑の基盤(グリーン・インフラ)を積極的に整備することにより、自然の生態系とも一定の均衡を保持し小動物の生息環境を確保、自然と共生した生活環境の形成を推進する必要があるとしている。

国土における生物の多様性に関する政策等については、「環境省自然環境局生物多様性センター」のホームページで詳しく紹介されている。

<http://www.biodic.go.jp>

QH3

まちなみ・生態系を豊かにする

(参考2)生物多様性地域戦略

「生物多様性地域戦略」は、我が国の生物多様性の保全と持続的な利用を推進するために、国家戦略を基本として各地域の自然的・社会的条件に応じた生物多様性にかかる課題に対して、きめ細かな取り組みを進めるための計画である。対象とする区域、目標、総合的かつ計画的に講すべき施策、その他施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める。

敷地の緑化や生物の生息環境の確保に取り組む際に、敷地が立地する地域で目指されている生物多様性に関する目標や取り組みなどを参考にする。

生物多様性地域戦略の策定状況(平成26年11月30日時点)

策定主体	策定数
都道府県	33
政令指定都市	13
市区町村(政令指定都市を除く)	33

出典:環境省「生物多様性」ホームページ(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>)

(参考3)

生物の生息環境に配慮した計画の考え方や手法、具体的な樹種等については、「エコガーデニング協会」のホームページで詳しく紹介されている。

トップページ <http://eco-garden.net/>

日本の自生植物データベース 樹木編

日本の自生植物データベース 地被・つる植物編

野鳥と食餌木データベース

蝶と食草データベース

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

3. 地域の安全・安心

評価内容

居住周辺地域への防災性・防犯性を向上させるための対策について評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	レベル4を満たさない。
レベル4	評価する取組み1~6のうち、2つの手法を採用している。
レベル5	評価する取組み1~6のうち、3つ以上の手法を採用している。

評価する取組み

分類	No.	取組み
防災性の向上	1	敷地内の避難ルート・消火活動空間の確保
	2	防火性の高い植物の植樹
	3	地域の避難路の確保
防犯性の向上	4	見通しの確保
	5	自住戸や隣接住戸に侵入する足掛かりを作らない配慮
その他	6	その他

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベルの変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

解説

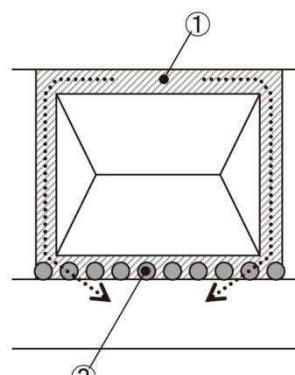
本項目では、地域への防災性・防犯性に対する取組みを評価対象とする。

1) 敷地内の避難ルート・消火活動空間の確保

火災時等に、居住者が敷地外に避難することや消火活動を妨げないことを目的とし、建物周囲に通行できる空間を確保する等の取組みを評価する。以下の2点を同時に満たしていること。

① 火災時等に敷地内において建物周囲に通行できる、有効幅0.5m以上の空間を確保していること。(工作物・物置・室外設備などが妨げになっていないこと)

② 境界部をオープン外構や生垣・軽量フェンス等としていること。



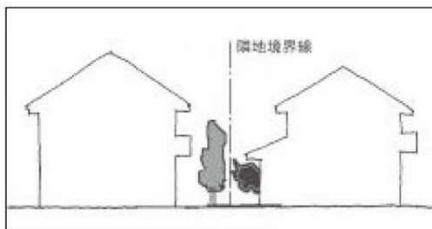
2) 防火性の高い植物の植樹

木造住宅密集の市街地など、火災の怖れのある地域において、隣地境界部や接道部の緑化は、焼け止まり、延焼遅延などの効果がある。以下の手法を評価対象とする。

- ・防火性の高い樹種(次頁表参照)を隣家の出火場所となりやすい位置(台所など)や建物の窓近くに生垣植栽(植え付け間隔は2mに1本)を密に列植した場合。
- ・防火性の高い樹種で高さ1.5m-1.8mの生垣を作った場合。

Q_H3

まちなみ・生態系を豊かにする



植物の防火性の特徴

- ・常緑樹・水分を多く含む葉の厚い植物は防火力が大きい。
- ・代表的なものとして、サンゴジュ、カシ類、シイ類、イヌマキなど、以下に表記する。

防火性の高い樹種

防火力	樹種
大	イヌマキ、コウヤマキ、コウヨウザン、スダジイ、アカガシ、シラカシ、タブノキ、ヤブニッケイ、モチノキ、クロガネモチ、ネズミモチ、シャリンバイ、カナメモチ、ヤマモモ、タラヨウ、ツバキ類、サザンカ、モッコク、サカキ、シキミ、キヨウチクトウ、サンゴジュ、マサキ、アオキ、ヤツデ、ユズリハ、ヒメユズリハ、カラタチ、フクギ
中	ヒノキ、サワラ、イチイ、イチョウ、マテバシイ、ウバメガシ、カシワ、ヒイラギ、ミズキ、イチジク、センダン、ユリノキ、キリ、アオギリ、プラタナス、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、アジサイ、ツヅジ類、ハコネウツギ

(出典:只木良也・吉良竜夫編「ヒトと森林-森林の環境調節作用」)

3) 地域の避難路の確保

震災時等に、建物からの落花物や構造物の倒壊等により、前面道路がふさがれ地域の避難路や救援ルートとしての機能を阻害することを防ぐ取組みを評価する。

敷地に接する道路の幅員が6m未満の場合で、以下の2点を同時に取組んでいること。

- ①道路境界線から建物壁面までの距離を1m以上確保していること。
- ②接道部に設置する工作物は、生け垣又は軽量フェンスなどとし、緊急車両等の通行を妨げない様配慮する。

※ただし、防災街区整備地区計画内にある敷地については、当該地区計画に定める基準を満たしている場合とする。

4) 見通しの確保

周辺地域・近隣の防犯のため、接道部の塀、柵、又は垣などは、住宅、道路、相互に見通しの利く構造であることを評価する。一般にこの高さは1.2m~1.6m程度とするが、高木については、視線の上に樹冠のあるものを選定するなどの配慮を評価対象とする。

また、夜間において人の行動が視認できる照度の確保として、センサー付きの外灯、門灯などの設置も評価の対象とする。

5) 自住戸や隣接住戸に侵入する足掛かりを作らない配慮

敷地内に設置する外部工作物(フェンス、カーポートなど)、設備機器、植栽などが、自住戸や隣接住戸の室内に侵入する足掛かりとならないような配慮を評価する。

6) その他

その他、立地の状況により災害時に危険とされる場所や、地域の特性により特に注意される災害(例:河川の氾濫、地盤災害(土砂崩れ等)の危険区域、津波対策)に対する取組みを評価する。また、地域の条例や計画などで、防災・防犯についての取組みが定められており、それらに取組んでいる場合も評価する。

QH3 まちなみ・生態系を豊かにする

4. 地域の資源の活用と住文化の継承

評価内容

地域に根付いている住文化を積極的に継承する取組みや、地域の木材資源を活用し山林環境を保全する取組みなどを評価する。

評価レベル

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組み1~5のうち、何れにも取組んでいない。
レベル4	評価する取組み1~5のうち、何れか1つに取組んでいる。
レベル5	評価する取組み1~5のうち、何れか2つ以上に取組んでいる。

評価する取組み

分類	No.	取組み
地域の住文化の継承	1	地域で育まれてきた住宅や庭づくりの構法・意匠・技術を採用している。
	2	地域を象徴する庭園等の保全や、地域の住文化を象徴する住宅等建物の保存・復元をしている。
	3	住宅の構造材や内外装材、外構資材に地域性のある材料を一部使用している(地域の山林から算出される木材を除く)。
地域で産出される木材資源の活用	4	住宅の構造躯体に、地域の山林から算出される木材資材を積極的に活用している。
	5	住宅の内外装材・外構資材に、積極的に地域の山林から算出される木材資源を活用している。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベルの変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

解説

本項目においては、地域の住宅文化を継承する取組みや、地域で産出される木材資源を積極的に活用することによる地域の山林環境の保全に資する取組みを評価する。

【取組み分類: 地域の住文化の継承】

地域の自然環境や風土などの下に育まれてきた地域独特の住宅様式や住環境を積極的に継承する取組みを対象とする。

- 1 地域に伝わる、あるいは風土に根ざした住宅形式・構法・意匠や技能(京都の町家や、置き屋根、兜造りの民家など)や、庭の構成と外構・植栽計画に取り組んでいるものを対象とする。
- 2 地域の住宅文化を象徴する庭園や住宅建物等の保全や保存、復元に取り組んでいるものを対象とする。地域に長くある巨樹・巨木の保全、史跡などを保全することも評価される。
- 3 地域性のある材料とは、その地方や地域で伝統的に使用されてきた材料や、地場産業に由来する材料など、その地ゆかりの材料等をいう。これらののような地域で昔から広く手に入れることができた素材を用いることにより、建物や構造体を落ち着いたなじみやすい色彩とし、より既存のまちなみとの調和を図る取組みや、地域の住宅文化を支える産業の活性化を図る取組みを評価する。地域性のある素材を外装材や塀などに使用して地域

QH3

まちなみ・生態系を豊かにする

の景観形成に貢献している事例として、芦屋市の御影石の住宅地、外泊(愛媛)石垣の集落などがあげられる。ただし、地域の山林から産出される木材資源については取組み4、5で評価するため、こちらでは除外する。

【取組み分類: 地域で産出される木材資源の活用】

我が国の住宅建設においては、古代より山林の木材をなじみのある親しみやすい生物材料として利用してきた。しかし、今日では山林から産出される木材資源が十分に活用されないことなどから更新が進まず、また十分な管理がされないため、山林環境が悪化している状況にある。

そこで、取組み4、5では、前述の【地域の住文化の継承】に掲げた目的に加え、特に地域の山林から産出される木材資源を積極的に住宅建設に活用することにより、地域の山林環境の再生に資することを目的とした取組みを評価する。

4 住宅の主要構造部に、地域の山林から産出された木材資源を活用したものを対象とする。

5 その他、内外装材や外構部材に地域の山林から産出された木材資源を活用したものを対象とする。

※「地場産材」の地場、「地域で産出される木材資源」の地域とは、計画地が含まれる都道府県と、それに接する都道府県を範囲を基本とするが、資源が生産される背景となる地域の産業構造や文化、自然環境を踏まえ、同一の地域と判断できる場合にも範囲に含めて評価できる。

ただし、各自治体などで地場産材の利用促進に対する取組みを行っている場合には、その定義に従うものとする。

Q_H3 まちなみ・生態系を豊かにするQ
3